

## 平成 28 年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

昨今の経済取引の広域化、国際化及び ICT 化により、脱税の手段・方法が複雑・巧妙化している中で、査察は、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者の告発に努めています。

### 1 査察調査の概要

#### 【平成 28 年度の取組】

平成 28 年度においては、消費税の輸出免税制度を利用した大口の不正還付事案を告発するなど、消費税事案に積極的に取り組み、過去 5 年間で最も多くの告発を行いました。

また、国外取引を利用した不正を行い得た資金を国外で留保していた事案など、国際事案にも積極的に取り組みました。

さらに、急速に市場が拡大している太陽光発電関連事案や震災復興関連事案などに対しても積極的に取り組み、多数の事案を告発しました。

#### 【平成 28 年度の査察事績】

##### ○ 着手・処理・告発件数、告発率

平成 28 年度において査察調査に着手した件数は、178 件でした。

平成 28 年度以前に調査着手した査察事案について、平成 28 年度中に処理（検察庁への告発の可否を判断）した件数は 193 件、そのうち検察庁に告発した件数は 132 件であり、告発率は 68.4% でした。

##### ○ 脱税額

平成 28 年度に処理した査察事案に係る脱税額は総額で 161 億円、そのうち告発分は 127 億円でした。

告発した事案 1 件当たりの脱税額は 9,600 万円でした。

##### ○ 業種

平成 28 年度に告発した査察事案で多かった業種は、「建設業」が 30 件、「不動産業」が 10 件でした。

#### 【査察事件の一審判決の状況】

平成 28 年度中に一審判決が言い渡された件数は 100 件であり、全てに有罪判決が出され、そのうち実刑判決が 14 人に出されました。なお、実刑判決のうち最も重いものは、査察事件単独に係るものが懲役 5 年、他の犯罪と併合されたものが懲役 14 年でした。

## 2 社会的波及効果の高い事案への取組

平成 28 年度においては、現下の経済社会情勢を踏まえて、特に、消費税事案、国際事案、近年の経済情勢に即した事案等の社会的波及効果の高い事案に積極的に取り組みました。

### (1) 消費税事案

消費税事案については、国民の関心が極めて高いこと、また、受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高いものであることから、積極的に取り組みました。

平成 28 年度の消費税事案の告発件数は 23 件であり、うち受還付事案は 11 件でした。

また、平成 23 年度に創設された消費税受還付未遂犯を適用した事案も 2 件ありました。

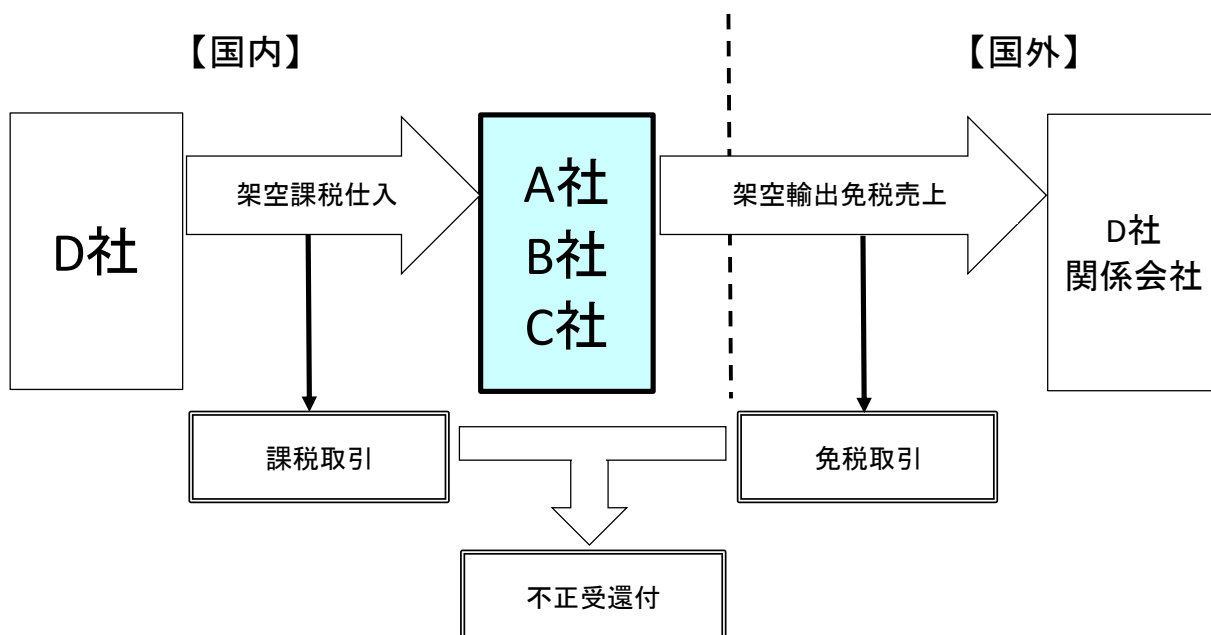
年度	平成 24	25	26	27	28
告発件数	内 5 件 12	内 8 件 16	内 5 件 13	内 6 件 12	内 11 件 23

(注) 件数欄の内書きは、受還付事案の件数である。

#### 【平成 28 年度告発事例（消費税の輸出免税制度を利用して不正に還付を受けていたもの）】

A 社・B 社・C 社は、高級腕時計の輸出販売を行う会社ですが、3 社のグループの基幹会社 D 社の在庫商品である高級腕時計を利用し、高級腕時計を国内仕入と偽装して架空の課税仕入を計上するとともに、当該高級腕時計を D 社の国外の関係会社に持ち込み架空の輸出免税売上に偽装して申告を行うことにより、不正に消費税の還付を受けていました。この不正取引において、3 社は、D 社の在庫商品である高級腕時計を何度も国内と国外で循環させていました。

本事例では、デジタルフォレンジックツールを使用し、削除されたデータを復元することにより、不正取引を解明することができました。



## (2) 国際事案

国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付けており、査察においても、国外取引を利用した悪質・巧妙な不正を行っている国際事案に積極的に取り組みました。

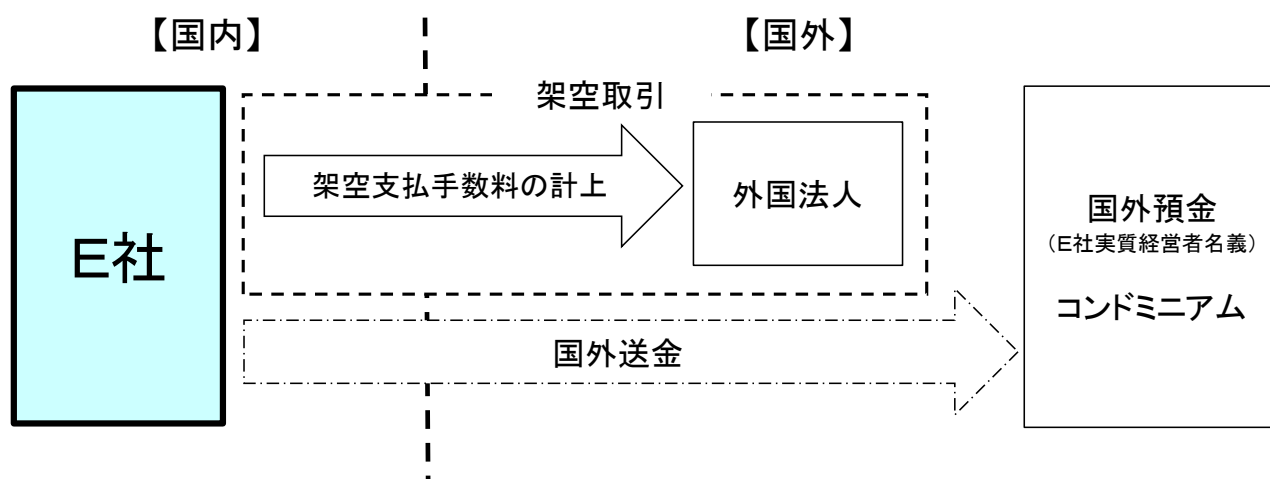
平成 28 年度の国際事案の告発件数は 21 件でした。

年度	平成 24	25	26	27	28
告発件数	17 件	16 件	21 件	28 件	21 件

### 【平成 28 年度告発事例（国外取引を利用した不正を行い得た資金を国外留保していたもの）】

E 社は、外資系生命保険会社の保険代理を行う会社ですが、実質経営者が国外に設立した会社に対して架空の支払手数料を計上する方法により所得を秘匿して多額の法人税を免れ、不正資金を国外に開設した実質経営者名義の預金で留保するほか、実質経営者の国外のコンドミニアムの取得費用に充てていました。

本事例では、国外預金の解明のために、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度を活用しました。



## (3) 近年の経済社会情勢に即した事案

近年の経済社会情勢に即し、急速に市場が拡大する分野において、悪質な脱税が多数みられ、それらの事案に対して積極的に取り組みました。

### イ 太陽光発電関連事案

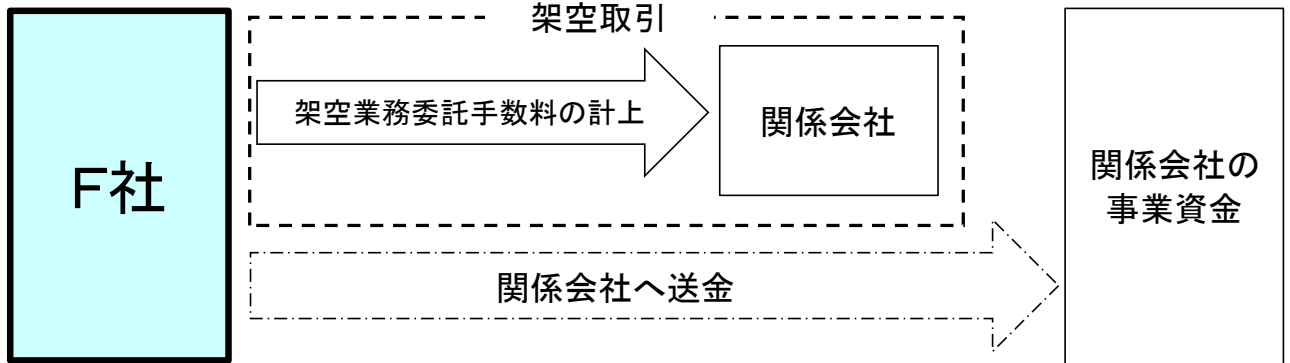
再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入により、太陽光発電事業の市場が急速に拡大しており、それに伴う取引に係る脱税も増加しています。

平成 28 年度の太陽光発電関連事案の告発件数は 10 件でした。

年度	平成 24	25	26	27	28
告発件数	—	—	—	2 件	10 件

**【平成 28 年度告発事例】**

F 社は、住宅用太陽光発電パネル及びオール電化システムの設置・販売を行う会社ですが、関係会社に対する架空の業務委託手数料を計上する方法により所得を過少に申告して多額の法人税を免れ、不正資金を関係会社の事業資金に充てていました。



**□ 震災復興関連事案**

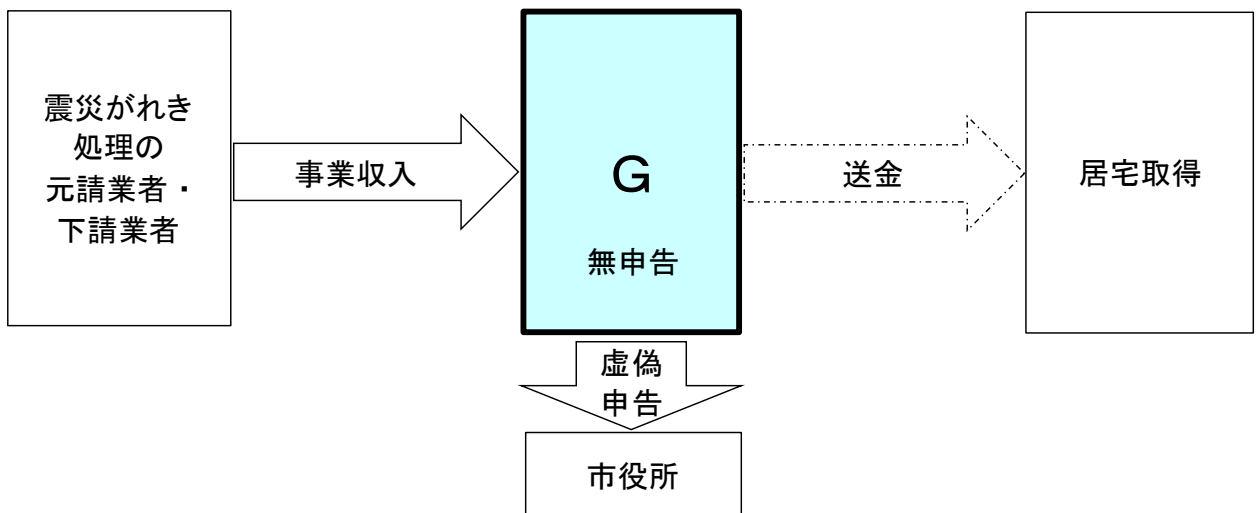
東日本大震災からの復興に向けた経済活動に伴う取引に係る脱税も増加しています。

平成 28 年度の震災復興関連事案の告発件数は 12 件でした。

年度	平成 24	25	26	27	28
告発件数	件 1	件 2	件 9	件 3	件 12

**【平成 28 年度告発事例】**

G は、震災がれきの廃棄処理を行う者ですが、給与所得者であるかのように装って虚偽の住民税申告を行う方法により、事業の収益を秘匿し所得税の申告を行わず多額の所得税を免れ、不正資金を居宅の取得費用に充てていました。



### 3 不正資金の留保状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金、有価証券、FX取引の証拠金として留保されていたほか、居宅や高級外車、高級腕時計、金地金、競走馬等の取得費用、特殊関係人への援助資金、ギャンブル等の遊興費などに充てられていた事例もみられました。

また、不正資金の一部が、国外の預金口座で留保されるほか、国外のコンドミニウムの取得費用に充てられていた事例や国外のカジノでの遊興に費消していた事例がありました。

脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、

- 居宅押入れの可動式床の床下に存在した金庫の中
- 居宅敷地内の蔵の段ボール箱の中
- 居宅のタンスの中及びタンスの前に存在したボストンバッグの中
- 事務所の商品搬入用エレベータと壁の隙間の段ボール箱の中

に現金を隠していた事例などがありました。

### 4 査察事件の一審判決の状況

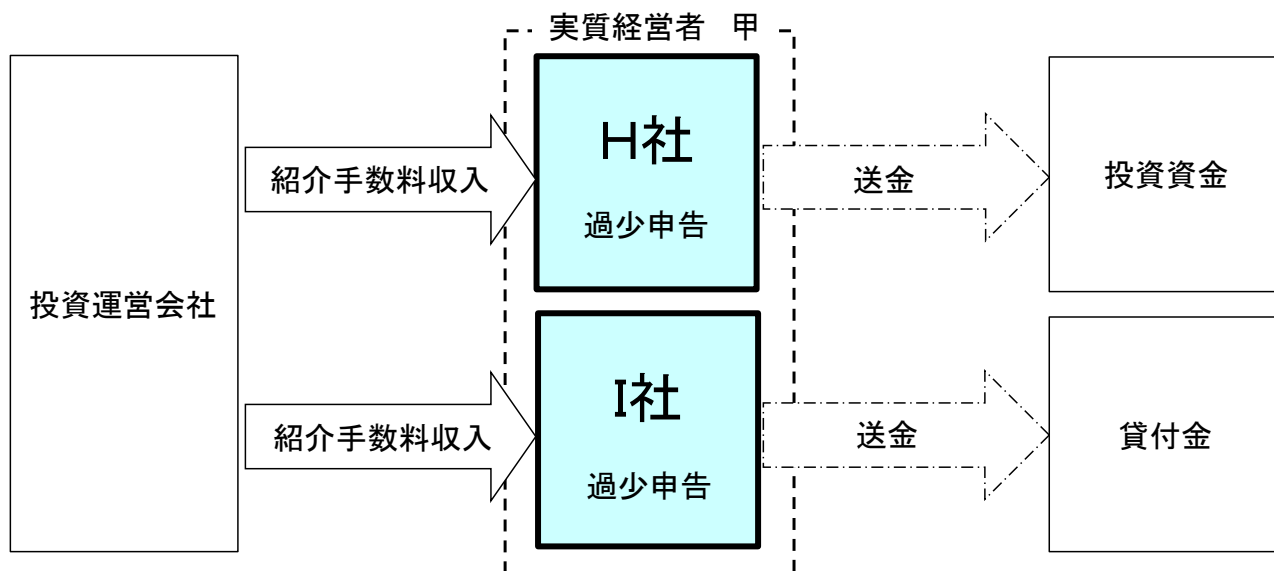
平成28年度中に一審判決が言い渡された件数は100件であり、全てに有罪判決が出され、そのうち実刑判決が14人に出されました。なお、実刑判決のうち最も重いものは、査察事件単独に係るものが懲役5年、他の犯罪と併合されたものが懲役14年でした。

#### 【平成28年度に実刑判決（懲役3年）が出された事例】

甲は、投資運営会社に投資者を紹介して手数料を得ていたH社及びI社を経営する者ですが、H社において、H社名義預金口座に振込入金された収入のみ申告し、それ以外を除外して約5億7千万円の法人税を免れ、不正資金を投資に充てていました。

また、I社では、所得金額を0円とした申告を行い当該投資に係る所得を一切申告せず、約4千万円の法人税を免れ、不正資金を甲の親族等に対する貸付金に充てていました。

甲は、H社及びI社の法人税法違反の罪で懲役3年の実刑判決を受けました。



## 5 査察の今後の取組

平成 29 年度においては、査察制度の一罰百戒の効果が最大限に発揮できるよう、現下の経済社会情勢を踏まえ、特に、

- 消費税受還付事案
- 無申告ほ脱事案
- 国際事案

のほか、社会的関心が高く、近年の経済社会情勢に即した分野で、悪質な脱税が伏在する可能性の高い事案など、社会的波及効果が高いと見込まれる事案の積極的な着手・処理に取り組むこととします。

## 6 参考計表

### (1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目	年度		平成	25	26	27	28		
	24		24						
着手件数	190	件	185	件	194	件	189	件	178
処理件数(A)	191		185		180		181		193
告発件数(B)	129		118		112		115		132
告発率(B/A)	67.5	%	63.8	%	62.2	%	63.5	%	68.4

### (2) 脱税額の状況

項目	年度		平成	25	26	27	28		
	24		24						
総額	20,479	百万円	14,458	百万円	14,975	百万円	13,841	百万円	16,106
同上1件当たり	107		78		83		76		83
告発分	17,466		11,731		12,346		11,204		12,692
同上1件当たり	135		99		110		97		96

(注) 脱税額には加算税額を含む。

### (3) 税目別告発事案の推移

#### イ 税目別の告発件数

区分	年度		平成24		25		26		27		28	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
所得税	22	17	18	15	18	16	25	22	27	20		
法人税	79	61	64	54	69	61	69	60	79	60		
相続税	10	8	6	5	2	2	5	4	2	2		
消費税	12	9	16	14	13	12	12	10	23	17		
源泉所得税	6	5	14	12	10	9	4	4	1	1		
合計	129	100	118	100	112	100	115	100	132	100		

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

年度 区分	平成24		25		26		27		28	
	脱税額	割合	脱税額	割合	脱税額	割合	脱税額	割合	脱税額	割合
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
所得税	2,889	17	2,027	17	1,829	15	3,092	28	2,282	18
法人税	10,074	58	5,354	46	7,534	61	5,687	51	6,503	51
相続税	2,249	13	1,923	16	487	4	1,090	10	482	4
消費税	内740 1,479	8	内298 911	8	内458 1,130	9	内699 1,049	9	内2,733 3,379	26
源泉所得税	775	4	1,516	13	1,366	11	286	2	46	1
合計	17,466	100	11,731	100	12,346	100	11,204	100	12,692	100

(注1) 脱税額には加算税額を含む。

(注2) 消費税の内書は消費税受還付事案(ほ脱犯との併合事案を含む)の脱税額である。

(4) 告発の多かった業種

平成26		27		28	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
不動産業	16	建設業	15	建設業	30
クラブ・バー	10	不動産業	12	不動産業	10
建設業	8	クラブ・バー	7	金属製品製造	5
運送業	4	機械器具卸	6	商品、株式取引	5
広告業	4	—	—	運送業	4

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。



(5) 査察事件の一審判決の状況

項目 年度	① 判 決 件 数	② 有 罪 件 数	有 罪 率 (②/①)	実刑判決 人 数	③ 1 件当たり 犯 則 税 額	④ 1 人当たり 懲 役 月 数	⑤ 1 人(社)当 たり罰金額
	件 内 8	件 内 8	%	人 内 3	百万円	月	百万円
平成 2 6	98	96	98.0	11	69	15.9	16
2 7	内 12 133	内 12 133	100.0	内 1 2	64	15.2	15
2 8	内 12 100	内 12 100	100.0	内 9 14	59	13.9	14

(注 1) 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

(注 2) ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。